

募集中

『屋内禁煙』や『敷地内禁煙』に取り組んで、 受動喫煙防止宣言施設に登録しませんか！

受動喫煙防止宣言施設って何？

従業員の方や、お店を利用するお客様がたばこの煙にさらされることを防ぐために、屋内または敷地内の「禁煙」に取り組むことを宣言していただいた施設・事業所です。

宣言いただいた施設・事業所には、登録書を交付するほか、施設・事業所名をホームページ等で紹介します。



対象施設及び登録区分

- ・「秋田県内に所在する民間施設・事業所」が対象となります。
※官公庁施設、小、中、高等学校、児童福祉施設 等を除く
- ・「屋内禁煙施設」または「敷地内禁煙施設」として登録いただけますが、施設の種類によって、登録できる区分が異なりますので御注意ください。

屋内禁煙施設



◆要件◆

屋内に喫煙可能な場所を設置しないこと

※時間帯で禁煙・喫煙可を区分することはできません

敷地内禁煙施設



◆要件◆

敷地内に喫煙可能な場所を設置しないこと

※時間帯で禁煙・喫煙可を区分することはできません

※屋外に喫煙可能な場所を設置できません

お申込み
お問い合わせ



全国健康保険協会秋田支部(協会けんぽ秋田支部)
TEL:018-883-1893 FAX:018-883-1451

秋田県 健康福祉部 健康づくり推進課
TEL:018-860-1428 FAX:018-860-3821

